

主観のれん説の総合的検討

—収益・利得の認識規約(1)—

笠井昭次

<要約>

本稿では、主観のれん説の収益・利得の認識規約を検討する。主観のれん説の著しい特質は、金融資産の保有損益を、実現可能基準によって認識することを明確に否定し、事業資産および金融資産を共に実現基準によって統一的に認識する点にあると見てよいであろう。本稿の目的は、そうした理解には、理論的にきわめて問題があることを明らかにすることにある。

この点に関する斎藤の所説の骨子は、①実現概念の本質をキャッシュフローの獲得とみること、②キャッシュ概念の拡大が不可避免的に必要になり、その行き着いた先として、「現金収入額が契約で確定しているもの」および「いつでも自由に換金できるもの」としての金融資産もそれ自身がキャッシュフローとみなされ得ること、そして③そうした拡大されたキャッシュとみなされた金融資産それ自体における時価変動差額つまり保有損益もまた実現概念で説明できること（事業資産を念頭において構成された実現概念を金融資産にも適用可能とみること）、の3点に纏められるであろう。

それらの対象理論的な批判的検討は、次稿以下において試みるが、それら3点の主張の仕方にも、理論的に問題があると筆者は考えており、本稿は、まずもって、そうしたメタ理論的な問題点を取り上げることとする。すなわち、①については、全体計算と期間計算との関係についての議論が欠如していること、②については、実現概念の本質規定が欠如していること、および拡大されたキャッシュ概念の性格が不明なことを指摘しなければならない。そこには、主観のれん説特有の独断論がみられるのである。

<キーワード>

現金収入額が契約で確定している金融資産、いつでも自由に換金できる金融資産、事業に拘束されない金融資産、事業リスクから解放された金融資産、再販売過程欠如説、資金（流動性）説、キャッシュ説

I 実現概念の概要と論点

笠井 [2003a], 笠井 [2003b], そして笠井 [2004a] において, 主観のれん説の内容を概観したので, 次に, 損益の認識規約を取り上げることとしたい。この損益の認識規約は, もちろん収益・利得の認識規約と費用の認識規約とからなっているが, ここでは, 前者のみを取上げる。言うまでもなく, 時価評価の導入に伴う「保有損益」をどのような論理で計上するかという点は, 主観のれん説の性格を基本的に左右しているといっても過言ではない重要な論点だからである。

(1) 現行説明理論に関するふたつの見方

この「保有損益」の認識規準は, 今日, 合理的に説明されているのであろうか。このことは, 時価評価の根拠が合理的に説明されているかどうか, ということとも密接に結びついているので, 今日提唱されている諸説明理論の理論的妥当性に関する現状認識にもかかわってくる。

現行会計実践を合理的に説明している理論体系が存在しているのか, というこの問い掛けに対しては, きわめて多様な理解があり得ると推察されるが, ひとつの極端な考え方は, 主観のれん説に依拠する大日方の次のような見解に求められるであろう (大日方 [2002] 93ページ, ただし傍点は笠井が付した)。

金融商品の評価問題をめぐるここ10年来の議論は, 実現基準と原価評価との結びつきの必然性を問い直し, それがたんなる一つの組み合わせでしかないことをあきらかにした。金融投資に議論を限れば, 原価評価か時価評価かは, 実現利益の計算手段の次元の問題でしかなく, 実現利益の概念の根幹を左右するものではない。時価評価損益のすべてが未実現であると解する形式的な理解や, 販売基準と実現基準とを同一視する矮小化された理解から脱し, 近年の研究により, 資産や負債の評価問題と利益の概念規定の問題とを峻別して利益概念の本質を解明できたことの理論的成果は大きいといってもよいであろう。

この見解によれば, 伝統的に説かれてきた原価=実現原則, つまり原価測定と実現との結び付きが, ひとつの組合せにしかすぎないとしていわば否定され, 有価証券の時価測定も実現概念で説明されるとみなされるのであるが, その妥当性が, 理論的にも明らかにされたと断定しているのである。その場合, そうした実現概念の解明とは, 言うまでもなく, 単に収益の認識原則という部分領域についての解明にとどまるものではなく, 原価測定および時価測定が併存する新実践の全体が, 主観のれん説によって解明されたということでもあろう。そのことは, 大日方自身の「利益概念の本質を解明できた」という自負にもみられるように, 会計のいわばアルファにしてオメガともいう

べき利益概念それ自体の解明に通底しているという主張からも明らかであろう。さらに、主観のれん説のひとつの集大成ともみられる斎藤 [1999] が、そのはしがきにおいて、「本書の特徴のひとつは、実現概念という企業会計の伝統的な基本概念を核にして、事業投資の原価評価と金融投資の時価評価を体系づけている点だろうか」(斎藤 [1999] はしがき ii ページ) と述べていることから、有価証券の時価評価を実現概念で説明したことの、主観のれん説における意義が、理解できよう。

それに対して、著者が抱いている見解は、おそらくその対極にあると言ってよいであろう。すなわち、原価測定か時価測定かは、実現利益の計算手段の次元の問題などではまったくなく、実現というディメンションに関する利益概念の問題(価値生産活動にかかわる利益の問題)か、実現とは根本的にディメンションを異にする利益概念の問題(資本貸与活動にかかわる利益概念の問題)かの対立と理解している著者にとり、時価測定は、伝統的な実現概念の延長線上において解決できるような類いの問題では、とうていあり得ないのである。したがって、あくまで実現概念の理念に則った主観のれん説によって、原価測定と時価測定とが併存する新実践の全体が解明された、などと筆者にはとうてい思われないのである。今日、特定の一学説によって新実践が解明された、という状況にはないと著者は考えている。したがって、大日方のような無邪気な楽観論は、著者には理解し難い。

今日、時価測定の導入により、伝統的な原価=実現原則パラダイム、あるいは動態論パラダイムが崩壊し、新たなパラダイムが、希求されている。今日の会計学界は、クーンの用語を借りれば、動態論パラダイムによる通常科学の状況から、種々の代替的パラダイム(種々の併存会計論)が乱立するパラダイム危機の状況に移行したとみるべきであろう。そうであれば、新実践に関する合理的な説明可能性を巡って、諸併存会計論の厳しい論争があつてしかるべきであろう。そうした角逐があつて、しだいに妥当な併存会計論が定まってゆくものなのではないだろうか。

しかるに、今日の日本の学界には、そうした論争の気配がまったくない。その初期には、醍醐の問題提起により(醍醐 [1993])、論争の兆しは芽生えたのであったが、しかし、井上だけが反論するにとどまり(井上 [1993])、しかも、それとて、さしたる成果がないままに終焉してしまったのである。そうしたいわば無風状態のなかで、特定の一学説が、新実践を解明したなどと断定できるのであるか。この点はきわめて重要な問題なので、ここでは、直観的な形ではあるが、上記の論点について、もう少し書き継ぐこととしたい。

まず第1は、主観のれん説が、他の諸併存会計論より説明理論として優れているかどうかという点である。論争の有無はさておいたとしても、もし諸併存会計論の、新実践に対する説明理論としての妥当性を問おうとするかぎり、まずもって、その比較の枠組が不可欠なのではないだろうか。しかしながら、そうした比較の枠組としては、石川純治の「拡張の論理」と「区別の論理」という枠組(石川 [2000] 第5章・第6章・第7章)、あるいは著者の「勘定分類依拠観」と「勘定分類非依拠観」という枠組(笠井 [1995]、笠井 [1999])が、提唱されているくらいであろう。大日方自身、

あるいは主観のれん説に属する他の研究者によって提唱されたそうした比較の枠組を、著者は寡聞にして知らない。そのような比較の枠組を構築することなく、どのようにして、諸併存会計論の、新実践の説明可能性に関する妥当性を評定できるのであろうか。この事実ひとつをとってみても、主観のれん説が説明理論として他の併存会計論より優れているなどと安易に主張することは、およそ不可能であろう。有体には、主観のれん説と他の諸併存会計論との説明理論としての優劣については、まったく不明としか言いようがないのではないだろうか。

第2は、主観のれん説のひとつの理論体系としての成立可能性である。パラダイム危機の時期というのは、ある意味では、諸代替的パラダイムの論争を通して、各パラダイムの内的整合性が精錬化され、ひとつのパラダイムとして完成する過程であるとも言えよう。つまり、説明理論というのは、コアとなる仮説とその周辺補助仮説というふたつの階層からなる無数の仮説の集合体であるが、いかなるパラダイムも、当初から内部的整合性を具えているわけではない。むしろ、競合する他のパラダイムとの厳しい論争あるいは比較検討を通して、補助仮説が精緻化され、その全体が、漸次完成されてゆくのである。例えば天動説から地動説への移行過程において、地動説自体も、補助仮説の精緻化を通して、しだいに完成していったようである。周知のように、地動説にしても、その当初は、補助仮説として円周運動が想定されていたので、天動説と比較して、必ずしも理論的に優れた観察結果をもたらさなかったのである。しかし、補助仮説を円周運動から楕円運動に転換することによって、地動説の説明能力は飛躍的に高まり、ひとつのパラダイムとして完成するに至ったようである。

そのように考えるなら、他の諸併存会計論との比較検討あるいは論争なしには、ある特定の併存会計論が、ひとつの理論体系としての内的整合性を具えているかどうかすらも、実は不確かであり得るのである。端的に言えば、原価測定と時価測定とが実現概念によって論理整合的に体系づけられているかどうかについて、主観のれん説は、他の諸学説との真剣な比較検討あるいは論争によって、厳しい反証過程を経たと言えるのであろうか。既に示唆したように、筆者は、実現による原価測定と時価測定との体系化の理論的可能性について、根本的な疑念を抱いている。その疑念をつきつめれば、主観のれん説が、内的整合性を具えたひとつの理論体系たり得るのかという疑問にまで行き着くであろう。論争の欠如あるいは比較の枠組の欠如により、諸併存会計論の理論内容が相互に厳しくチェックされていないいじょう、そうした危惧は、けっして杞憂とは言えないであろう。

そのように考えれば、主観のれん説が、説明理論として他の併存会計論より優れているかどうか不明であるどころか、ひとつの理論体系たり得るかどうかということすらも、けっして明らかではないというのが、実状なのではないだろうか。大日方のような楽観論は、筆者には、何の論証もない独断論のようにしか思えないのである。

筆者は、笠井 [2001] において、有価証券の損益の性格が、現在においても未解明であることを主張したが、それは、そうした現状認識に誘われて執筆したものである。もちろん、その結論の妥

当性は第三者の判断に委ねなければならないが、しかし、少なくとも、「保有損益」の性質が、主観のれん説によってもけっして十全に解明されているわけではない、ということだけは明らかになったのではないだろうか。そして、そのことは、ひとり「保有損益」の性質だけに限られたことではなく、時価測定および収益の認識規準の理論的根拠に関しても、同断であると筆者は考えている。そうした現状認識をもつ筆者は、とうてい、大日方のような楽観的な見方に与することはできない。そこで、本稿では、筆者の以上のような問題意識に基づき、主観のれん説における収益の認識規準の問題を検討することにしよう。

なお、ここでくれぐれも留意しなければならないことは、筆者がここで取り上げるのが、収益の認識規準であり、利益の認識規準ではないという点である。論理的に首尾一貫した理論の構築を企図しようとするかぎり、収益と利益との峻別は、きわめて重要なのである。

それはともかく、主観のれん説における収益の認識規準を検討するとすると、まずもって実現概念の形成過程を組上に載せなければならない。

(2) 主観のれん説における実現概念の概要

斎藤によれば、「投資にあたって期待され、その価値を決めているのが将来のキャッシュフローである以上、期待がどこまで実現したのかを測る事実もまた、投資から生じたキャッシュフローということになろう」(斎藤 [1999] 46ページ)として、実現の本質をキャッシュフローの獲得に求めている。その場合に直ちに問題となるのは、言うまでもなく、そのキャッシュ概念の範囲である。つまり、販売基準を想定すれば明らかなように、その対価として、現金そのものではない売掛金等が認められている。ここに、キャッシュ概念の拡大ということが不可欠になるが、その点につき、斎藤は、次のように述べている(斎藤 [1999] 48ページ、ただし傍点および下線は笠井)。

ところで、キャッシュフローといっても、そのキャッシュとはなにかを決めなければ、いつ利益が実現するのも定まらない。一般には現金もしくは現金同等物であろうが、投資の成果をめぐる期待や実現をいうときには、もう少し広い概念が必要とされる。現金収入額が契約で確定しているものとか、いつでも自由に換金できるものであれば、それを取得することで投資の成果は実現すると考えられるからである。事業に拘束されない金融資産は、事業成果をとらえるときには現金同等物と変わらないはずであろう。

以上のように、投資の成果に関するキャッシュ概念としては、現金・現金同等物より広い概念をとる必要があるとして、「現金収入額が契約で確定しているもの」および「いつでも自由に換金できるもの」がキャッシュとみなされている。ここに、現金同等物とは、おそらく信用販売における売掛金を意味していると思われるが(以下でも、現金同等物としては売掛金を想定して議論することに

する)、斎藤は、さらに「事業に拘束されない金融資産」をもキャッシュ概念に含めるのである。しかしながら、こうした斎藤の主張は、筆者にはきわめて難解である。例えば実現を取り上げるときには、なぜ現金・現金同等物より広い概念が必要とされるのか(どうしてより広い概念をとることが正当化され得るのか)、必要であれば、何時でも、いわば一方的に広い概念を形成してしまってもよいのであろうか。また、事業成果を捉えるときには、なぜ「事業に拘束されない金融資産」が現金同等物と変わらないはずなのか、あるいはなぜ「現金収入額が契約で確定しているもの」も無条件に「事業に拘束されない金融資産」と言えるのか、筆者には理解し難いからである。

しかしそれはともかく、このように、主観のれん説においては、事業投資の収益の実現に関して、対価の要件をキャッシュに求めつつ、そのキャッシュ概念を拡大してゆくのであるが、そうした経緯を総括して、斎藤は、次のように述べている(斎藤 [1999] 49ページ、ただし傍点および下線は笠井)。

資本設備や原材料などの事業用実物資産は、それらを使った製品の販売収入を期待して取得されているはずである。その期待がどこまで実現されたかを確かめるためには、販売によって対価が流入したときに、その販売収入を投資支出とくらべて成果を測定する。受け入れた対価は現金でなくても、事業のリスクから解放された金融資産であればよい。その条件をみたすものを、ここでは、キャッシュとみるわけである。

以上のような論理で、「事業リスクから解放されている金融資産」も、キャッシュとみなされるわけである。このように、ここでは、対価の条件は、「事業のリスクから解放された金融資産」となっているのに対して、その前の引用文(斎藤 [1999] 48ページ)の一重下線をひいた箇所では、「事業に拘束されない金融資産」となっていたし、さらに、二重下線を引いた箇所では、「現金収入額が契約で確定しているもの」および「いつでも自由に換金できるもの」が挙げられている。したがって、この三者が同じ内容なのかどうか、つまり三者の関係が問題になるが、その点については、まったく説明されていない。そこで、後に検討しなければならないが、いずれにしても、そうした説明の欠如が、主観のれん説の理解を著しく困難にしているように筆者には思われるのである。

それはともかく、事業投資については、その対価がこの金融資産であっても実現とみなされるということの妥当性は特に説明されていないにもかかわらず、そのことを前提にして立論されてしまっている、という点に留意すべきである。というのは、何の論証もないままに、本当にそのように断定してしまってもよいのか、筆者には納得がゆかないからである。したがって、その妥当性についても、後に議論しなければならない。

このように、事業投資においては、その対価としてキャッシュとみなされた金融資産を取得することによって実現と認められていると仮定すれば、かつその事業資産の実現概念をそのまま金融資

産にも持ち込んでよいと仮定すれば、金融資産の保有時における時価変動差額による「保有利得」もまた、既にキャッシュの取得に他ならず、したがって、実現概念の適用があつてしかるべきことになる。つまり、本来的には、金融資産についても、その時価変動差額が、実現概念によって「保有利得」として認められてしかるべきであつたにもかかわらず、それを「保有利得」と認めていなかった伝統的会計実践あるいは会計理論のほうにこそ問題があつた、と齋藤はみているようである。その点につき、齋藤は、次のように述べている（齋藤 [1998] 28ページ）。

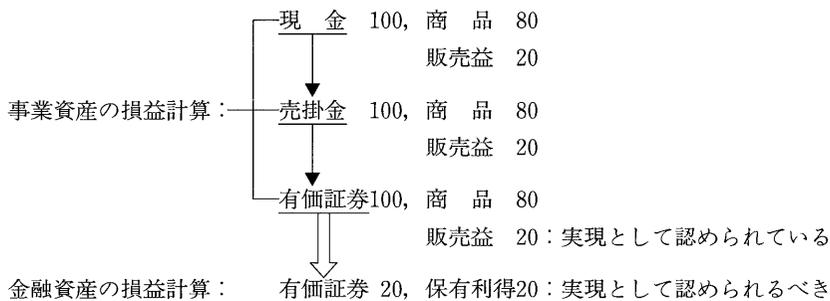
従来の会計基準や実務では、金融投資のケースでも、実物投資と同様に売買取引を成果実現の要件と見ることが多かった。キャッシュフローの中に、金融資産の流入や流出は含めても、その時価の変動までは含めなかったのである。たとえば製品を売って金融資産を取得すれば、現金販売でなくても実物投資の利益は実現する一方、金融資産の時価が上がっても、含み益は現金化するまで実現したとは見られない。金融資産と現金の同質性が、事業投資か金融投資かで使い分けられていたともいえる。それは、実現基準の問題というよりも、むしろその解釈の問題であつた。

かくして、主観のれん説によれば、こうした事業投資か金融投資かによる使い分けを否定して、金融資産の時価変動差額も、キャッシュとかかわらしめて定義された実現概念によって、理論的にも利益として認められなければならないのである。

以上のような現金から現金同等物（売掛金等）さらには金融資産（有価証券等）への、実現に関するキャッシュ概念の拡大のプロセスを纏めれば、次のようになろう（なお、有価証券については、その時価が、取得時の100から120になったことを想定している）。

〈図表1〉

[実現に関するキャッシュ概念の拡大のプロセス]



以上のような主観のれん説の実現概念の骨子は、筆者の視点からは、次の3点に纏められるであろう。すなわち、①実現概念の本質をキャッシュフローの獲得とみること、②キャッシュ概念の拡

大が不可避免的に必要になり、その行き着いた先として、「現金収入額が契約で確定しているもの」および「いつでも自由に換金できるもの」としての金融資産もそれ自体がキャッシュフローとみなされ得ること、そして③そうした拡大されたキャッシュとみなされた金融資産それ自体における時価変動差額つまり保有損益もまた実現概念で説明できること（事業資産を念頭において構成された実現概念を金融資産にも適用可能とみること）、の3点である。

(3) 主観のれん説の実現概念に関する論点

しかしながら、主観のれん説の上記のような主張の道筋は、いささか独断的であり、そのために、筆者にはきわめて難解である。まず①実現とキャッシュとの結びつきの問題であるが、そこでは、単に、「将来の期待がキャッシュフローである」ということから、ただちに、「実現の本質がキャッシュフローの獲得にある」という結論が導き出されてしまっている。ここでは、実現概念に関する主観のれん説のこうした理解を、とりあえずキャッシュ説とよんでおくが、しかし、本当に、前者の命題から、一義的に後者の命題（キャッシュ説）を導き出してしまってもよいのであろうか。筆者はその結論（キャッシュ説）自体の理論的妥当性にも疑義を抱いているが、その導出の仕方にも得心がゆかない。すなわち、将来の期待がキャッシュフローであるというとき、そのキャッシュとは、「それ自体としては利潤は生まないが、しかし利潤を生む経済財のすべてを即座に購入し得るもの」としての現金だけを意味していると思われる。したがって、そこでは、会計的にみれば、いわゆる全体計算が想定されている¹⁾と言ってよいのではないだろうか。しかしながら、実現概念が適用されるのは、言うまでもなく期間計算においてである。したがって、期間計算上の概念として構成されなければならない。

その場合、全体計算を念頭においた理解を、そのまま期間計算上の実現概念に援用してしまってもよいのであろうか。投資の期待がいかにか全体計算にかかわるキャッシュフローの獲得にあったとしても、そのことから、一義的に、期間計算における実現がキャッシュフローの獲得であるという命題を導出することは、論理的な飛躍がありすぎるように筆者には思われてならないのである。すなわち、信用経済の発展を前提にした期間計算においては、言うまでもなく、キャッシュ以外の種々の対価が認められている。その場合、いかに投資の期待が究極的には（全体計算的には）キャッシュの獲得にあったとしても、期間計算における対価をなぜ一義的にキャッシュに類したもの（拡大したキャッシュ概念）とみなしなければならないのであろうか。問題は、そのようにみることのできる理論的根拠である。逆に言えば、期間計算上の実現概念における対価は、なぜ、キャッシュとは

1) ただしここで言う全体計算とは、企業の設立から始まって解散に至るまでの、文字通りの全期間を包括したものとしてのそれではない。むしろ、ひとつの投資プロジェクトが完了するに至った場合におけるその投資プロジェクト全体の成果を算出するものとしてのそれを意味している。したがって、そのプロジェクトの完了により獲得した資金は、次に配当されたり、同じあるいは別のプロジェクトに投下されたりする、ということが当然のこととして想定されている。

別の資産カテゴリーであってはいけないのであろうか。別の資産カテゴリーであってはいけない理論的根拠とは、一体何なのであろうか。

ごく素朴に考えれば、あくまでキャッシュ概念の延長線上でその対価を構成する立場のみならず、対価をキャッシュ以外の資産カテゴリーと考へつつ、実現概念を構成する立場も想定し得るのではないだろうか。現実にも、後述のように、対価は再販売過程のない資産であればよいとする学説もあるのである。その場合には、再販売過程の存在しないことが本質的要件であるから、対価がキャッシュ的性格を具える必要はまったくなく、したがって、キャッシュ以外の資産カテゴリーであっても、一向に差し支えないのである。こうした立場は、再販売過程欠如説とでも言うことができよう。

もちろん、事業資産損益のみならず金融資産損益についても、実現概念で統一的に説明しようとする主観のれん説の立場からすれば、後に詳細に分析するように、その対価は、必ずキャッシュである必要があったのであろう。しかし、必要であるということが、そのまま理論的に妥当（可能）であるというわけのものではないし、さらには、実現概念で統一的に説明することは、会計学にとり、アприオリの至上命題でもなければ、不可欠の前提でもない（事業資産損益と金融資産損益とに、別の認識原則が作用したとしても、会計あるいは会計理論が崩壊するわけのものではない）。したがって、なぜ実現概念で統一的に説明する必要があるのか、といった疑問も湧出するのである。

そうであれば、あくまでキャッシュの延長線上で実現概念を説明しようとするかぎり、実現概念とキャッシュとを結びつける（全体計算の論理を期間計算に持ち込む）という見方の妥当性につき、体系外的にみて、対価をキャッシュ以外の資産カテゴリーと想定して実現概念を構成する再販売過程欠如説などと比較検討しなければならぬのではないだろうか。しかるに、そうした作業がなされていないのである。そうした議論なしに、[投資の期待＝キャッシュフロー]という命題から、[実現の本質＝キャッシュの獲得]という命題を導出してしまうことは、筆者には独断的にすぎるように思われてならないのである。そうした意味において、主観のれん説においては、実現概念の理論的根拠が明らかになっているとは、とうてい言えない。そこには、結論の具体的内容の理論的妥当性それ自体だけでなく、結論の導出の仕方にも問題がありそうである。そこで、①に関しては、まず実現概念形成の仕方の独断性に関する問題をIIにおいて、次いで、主観のれん説における結論としての実現概念とキャッシュ概念との結びつきそのものに関する理論的根拠の問題をIII（1）において取り上げることにする。

次に②キャッシュ概念の拡大の問題であるが、この点も、実現概念に関する考え方と密接に関連している。したがって、後に詳説するところではあるが、ここでも、若干ふれておかななくてはならない。上でも言及したように、実現概念に関するひとつの考え方として、再販売過程欠如説がある。それに対峙するものとして一般に理解されているのは、再投下し得る資金の獲得をもって実現とみ

なす考え方であるが、こうした考え方を、ここでは資金説とよんでおこう。後述するように、主観のれん説が、再販売過程欠如説でないことは確かであるが、しかし、そうだからと言って、それに対峙するものとしての資金説であるとも言えないようである。そこで、この(3)の冒頭においては、とりあえずキャッシュ説とよんで、資金説と区別しておいたわけである。

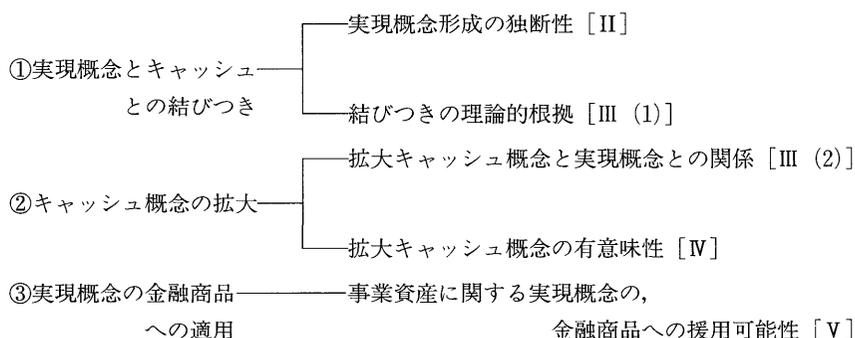
しかしいずれにしても、実現概念の本質をキャッシュの獲得とみるのであるから、必然的にキャッシュ概念の拡大が不可欠になる。しかしながら、それは、事業資産のみならず金融資産にも実現概念を適用するという基本方針をアプリアリにたてたうえで、そのもとになされたキャッシュ概念の拡大にすぎず、計算対象の論理を反映したものではない。そのかぎりでは、きわめて人為的なあるいは技術的なキャッシュ概念の拡大であった。その結果として、一方、体系的にみて、他の学説との関連において、実現概念と拡大キャッシュとの関係(実現概念の本質規定)が必ずしも十全に議論されていないし、他方、体系的には、計算対象とのかかわりにおいて、キャッシュという概念(の有意味性)について混乱が生じてしまっていると言わざるを得ないのである。そこで、②については、この2点を検討しなくてはならないが、前者の実現概念と拡大キャッシュとの関係(実現概念の本質規定)についてはⅢ(2)において、また後者の、主観のれん説におけるキャッシュ概念の有意味性についてはⅣにおいて取り上げることにしよう。

最後に③金融資産への実現概念の適用の問題であるが、事業資産の原価評価に基づく損益および金融資産の時価評価に基づく損益を共に実現概念によって説明するという基本方針がいわばアプリアリにたてられ、そうなるようにキャッシュ概念が拡大されたのであるから、とにもかくにも、実現概念で説明されたかのような観を呈している。金融資産損益が実現概念で説明されているかのように見えるのは、そうした経緯からすれば、きわめて当然のことなのである。しかし、②でも指摘したように、けっして計算対象の論理(および計算機構の論理)を取り込んだものではないだけに、その破綻が、随所に顕現化しているように筆者には思われるのである(例えば、笠井[2001]で述べた理想型における金融資産損益の破綻も、また上で指摘した②にかかわるキャッシュ概念の有意味性の喪失も、その一端にすぎない)。そこで、計算対象の論理および計算機構の論理を踏まえて、そもそも、事業資産において形成された実現概念を金融資産に援用することが可能なのか、という点をⅤにおいて取り上げなければならない。

以上を纏めれば、次のようになる。

〈図表 2〉

[主観のれん説における実現概念の論点]



以上が収益・利得の認識規約に関する問題点であるが、今号では、まず実現概念の形成の仕方に関する独断性をIIで検討する。そのうえで、主観のれん説における上記の論点を再度整理する予定である。

II 実現概念形成の仕方の独断性

主観のれん説において、実現概念の理論的根拠は、けっして明らかになっていないが、しかし、その具体的内容に関する問題点は、III・IV・Vで論ずるので、ここでは、その点を検討するための手掛りとして、そうした実現概念の形成過程の論理性をみとめることにする。少なくとも筆者の視点からは、その形成過程は独断的であって、そのことが、主観のれん説における実現概念の理論的根拠を曖昧なものにしているように思われるからである。

Iでは煩雑さを避けるために、①実現概念とキャッシュフローの獲得との結びつきについてだけ述べたが、しかし、実は、②キャッシュ概念の拡大についても、その論理の運び方に独断的傾向があるのである。そこで、ここでは、まず②から考察することにしよう。すなわち、キャッシュ概念の、売掛金への拡大と金融資産への拡大とをそれぞれ(1)と(2)とで検討する。次いで、前者の①を(3)で取り上げることとする。そのうえで、(4)において、主観のれん説における概念導出の在り方を批判的に検討する。

(1) 売掛金へのキャッシュ概念の拡大

対価として売掛金を取得することによって実現したと考えられていることは、今日、実践的にも理論的にも、一般的に認められていると言ってよいであろう。そして、売掛金自体は、たしかに短期のうちに資金化するので、②キャッシュ概念の拡大という手段によって売掛金をキャッシュに含めることに、さしたる異論はないのかもしれない。しかし、そのことから、売掛金はそのキャッ

シユ性によって実現の対価として理論的に是認された、と結論してしまつてよいのであろうか。筆者には、とうてい、そのように単純なものとは思われないのである。そこでは、イ売掛金の性格規定とロ実現概念の本質規定というふたつの問題を考えなければならないのである。

(i) 売掛金の性格規定

まずイの問題であるが、売掛金は、たしかに短期のうちに資金化するが、しかし、そのことから、売掛金の性格をキャッシュと決め付けてしまつてよいのであろうか。「短期のうちにキャッシュ化する」ということは、その表現自体がはしなくも表白しているように、現在は、キャッシュではないということであろう。キャッシュになるのがいかに近い将来であるとしても、論理的にはキャッシュではないとしたら、その売掛金をもキャッシュと言うためには、現金・売掛金をも含む、そのキャッシュなるものの概念定義をしておかなければならないであろうし、さらに、そのキャッシュ概念の有意味性が説明されていなければならないのではないだろうか。

(ii) 実現概念の本質規定

次に実現概念の本質規定というロの問題であるが、売掛金には、たしかに短期のうちにキャッシュ化するという点で「資金性」という経済的性質があるといつてよいであろう。こうした資金性という性格によって、現金との同質性を想定し、キャッシュ概念に包摂することは、たしかに不可能ではないであろう。しかしながら、売掛金には、そのほかにも種々の属性が認められる。例えば、時間の経過によってキャッシュ化するという性格である。つまり、キャッシュ化のために、再販売するという過程が不要であり、時間の経過により約定日がくれば、おのずとキャッシュ化されるのである。いま、こうした属性を「再販売過程欠如性」とよべば、この性格によって、売掛金为实现の対価として認められたとも考えられるのである。

このように、売掛金に、資金性(キャッシュ性)と再販売過程欠如性という性格が認められるとすれば、そのいずれの性格によって売掛金为实现の対価として認められたのか、ということの問題にしなければならないであろう。その点を議論することなく、その資金性(キャッシュ性)によって売掛金为实现の対価として認められたと一義的に断定してしまうことは、あるいは売掛金为实现の対価として認められたからといつて、その原因は売掛金のキャッシュ性(資金性)にあると一義的に断定してしまうことは、論理的には、一方的にすぎるのではないだろうか。

まずもつて、そのいずれの性格によって売掛金为实现の対価として認められたのか、ということを経上に乗せなければならないが、そのことは、正に実現概念の本質を規定することに他ならないのである。つまり、対価の性質を資金性(キャッシュ性)に求めるのか、それとも再販売過程欠如性に求めるのか、という実現概念の本質があらかじめ議論されていなければならないのである。前述したように、前者が資金説、後者が再販売過程欠如説に他ならない。この両説の理論的妥当性に関する議論の帰趨によって、資金説が妥当であるということになれば、売掛金の資金性(キャッシュ性)という性格が取り上げられ、資金性(キャッシュ性)という点での同質性に基づいて、

キャッシュ概念の拡大に、理論的な根拠が与えられるわけである。しかるに、そうした議論なしに（つまり、実現概念の本質の理論的根拠を与えることなしに）売掛金の資金性（キャッシュ性）を一方的に取り上げることは、何の論拠もなしに、実現概念の本質として一方的に資金性（キャッシュ性）を肯定し、再販売過程欠如性を一方的に否定した結果になる。したがって、そのかぎりでは独断的ということになってしまうのではないだろうか。

もっとも、主観のれん説によれば、前述のように、[将来の期待=キャッシュフロー→実現の本質=キャッシュの獲得]という命題が、アプリアリに想定されている。したがって、そのかぎりでは、論拠があるということになる。しかし、問題は、既に少しふれたように、そうした命題の妥当性が、論証されていないという点にある。したがって、この点は、(3)の論点に行き着くことになる。

(2) 有価証券等へのキャッシュ概念の拡大

次に、②キャッシュ概念の拡大の、有価証券等（金融資産）への展開に関する論理過程をみてみよう。この点については、事業資産にかかわる投資の成果として、その対価が有価証券等でも実現として認められているということが、何の論証もなしに前提に据えられてしまっていることに留意すべきである。そのうえで、キャッシュ概念が、「いつでも自由に換金できるもの」あるいは「現金収入額が契約で確定しているもの」にまで拡大されているのである。問題はこれらに属する具体的勘定項目であるが、それが説明されていない。そこで、筆者の推量をまじえざるを得ないが、前者によって売買目的有価証券が、後者によって満期保有目的の割引債が、共にキャッシュとして認められたということになるのであろうか。²⁾ こうした有価証券等への拡大については、売掛金への拡

2) この「いつでも自由に換金できるもの」および「現金収入額が契約で確定しているもの」の具体的な内容、あるいはそれに相当する具体的項目については、斎藤は、一切説明していない。そのため、後者については、筆者は、当初、工事進行基準における工事未収金のキャッシュ性を認めるための要件（つまり工事進行基準を実現として認めるための要件）として理解してしまった（笠井 [2001] 61ページ）。しかし、そうなるとアキュムレーション法に基づく割引債の償却原価差額が、実現では説明できなくなってしまう。主観のれん説でも、その他の有価証券については、その時価差額が資本項目なので、キャッシュ性がなくても、当面は問題ないのであろうが、割引債等の場合には、償却原価差額が利益であるいじょう、それは、実現概念によって説明されなくてはならないのではないだろうか。したがって、償却原価で評価された割引債は、どうしても、拡大されたキャッシュでなければならないのではないだろうか。そうだとすれば、「現金収入額が契約で確定しているもの」という条件によって、キャッシュとして認められたと考えざるを得ないように思われるのである。

ちなみに、売上債権がキャッシュの要素とされていることの理由について、斎藤は、「契約によって、現金収入額が確定しているからであろう」（斎藤 [1999b] 52ページ）と述べている。この点からすると、割引債についても、上記のように考えたとしても、必ずしも不当ではないだろう。

学説検討にさいしては、推測はできるだけ避けられるべきであるが、斎藤が具体的には何も述べていないので、論を進めるためには、やむなく、筆者の推測をまじえざるを得ない。しかし、この推測の妥当性いかんは、後の筆者の議論に大きく影響する。学説の提唱者は、第三者も容易に理解できるように概念を明確に規定しておくべきであらう。

大と同様に、イ有価証券等の性格規定、および口実現の本質規定が問題になるほか、さらに口との関連において、ハ有価証券等が事業投資の成果に関する対価として認められているという前提の妥当性をも問題にしなければならない。

(i) 有価証券等の性格規定

まずイ有価証券等の性格規定の問題であるが、売買目的有価証券が、「いつでも自由に換金できるもの」という点でキャッシュ性（資金性）を与えられたことは、売掛金がキャッシュとみなされたことと軌を一にしている。しかし、問題なのは、後者の「現金収入額が契約で確定しているもの」のキャッシュ性である。これに相当するものが註2で推定したように割引債等であるとすれば、それは、以上で取り上げられてきた、資金としてのキャッシュ性とは異質なものののではないだろうか。むしろ、再販売過程欠如性に通底する考え方とも、みることができそうである。これをもキャッシュとみた場合、キャッシュ概念はどのような意味内容をもつのであろうか。そこでは、なぜ割引債等をもキャッシュとしてよいのかという議論、あるいは割引債をも含んだキャッシュ概念とは一体何なのかという定義がなされなければならないであろうし、さらには計算対象とのかかわりにおいてそうしたキャッシュ概念の有意性が説明されていなければならないのではないだろうか。そうした議論あるいは定義、さらには有意性の説明なくして、単に「もう少し広い概念が必要である」ということによって、契約で現金収入額が確定している（つまり再販売過程が欠如している）割引債をもキャッシュとしてしまうことは、やはり独断にすぎるとはならないだろうか。

(ii) 実現概念の本質規定

次に口実現概念の本質規定の問題であるが、これについても、売掛金の場合とまったく同じことが言える。すなわち、キャッシュ概念に有価証券等を含めた場合、資金性を具えたもの（「いつでも自由に換金できるもの」と再販売過程欠如性を具えたもの（「現金収入額が契約で確定しているもの」と）が混在している可能性がある。したがって、実現概念にしても、売掛金のところで述べた（対価として資金性を具えたものだけが認められるとする）資金説、および（再販売過程欠如性を具えたものだけが認められるとする）再販売過程欠如説の他に、その両者をすべて認める第3の見解があり得ることになる。これが、キャッシュ説に他ならない。このように、実現概念にも、みっつの考え方があり得ることになるので、そのうちのどれが理論的に妥当であるのかを明らかにしておかなくてはならない。しかるに、そうした議論は一切なされていないにもかかわらず、第3のキャッシュ説が採択されてしまっていることは、やはり独断論になっていると言わざるを得ないのではないだろうか。

(iii) 有価証券等の対価としての有資格性

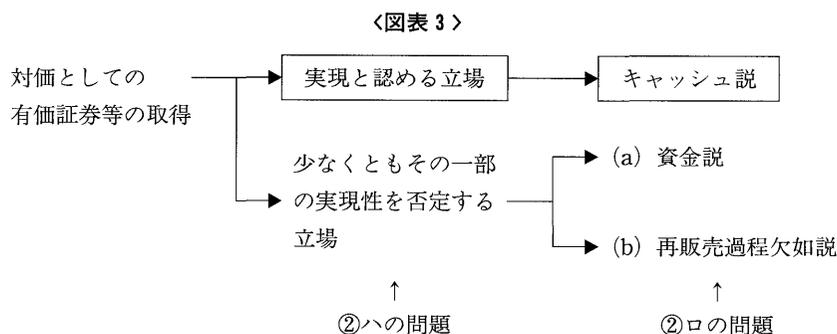
最後に今日、ハ有価証券等が対価として認められているということが前提とされている点であるが、これも、筆者には一方的にすぎると思われてならない。この論点は、上記の口と密接に結びついているのであるが、有価証券等が対価として認められていることは、本当に今日の一般的合

意になっているのであろうか、さらには本当にその理論的妥当性が論証されているのであろうか。筆者には、とうていそのようには思われないのである。この点は、III (2) (i) で詳述するが、ここでも若干ふれざるを得ない。すなわち、1939年に遡る文献においてではあるが、ギルマンは、中古車の販売の対価として、10年先の利子付き手形を受け取った場合と、GM の普通株を受け取った場合というふたつのケースによって、実現概念の本質を論じている。結論的には、ギルマンは、GM 普通株の受領の実現性 (a) を否定するのに対し、10年先手形の受領については実現 (b) とみるのである。その理由として、GM 普通株の受領の場合には、現金を獲得するためにはさらに販売が必要であるのに対し、手形（割引債等の満期保有目的の有価証券なども含めてよいであろう）の受領の場合は、そうした販売を必要としない（つまり、現金に対する請求権を意味している）ということがあげられている。すなわち、(a) は対価の条件として流動性を要求する（GM 普通株は直ちに売却できるので、流動性がある）ことになるので上記の資金説に、他方 (b) は再販売過程欠如説に通底しているとみてよいであろう。そのように理解すれば、ギルマンは、再販売過程欠如説 (b) にたっているのである。もし資金説の立場にたてば、ギルマンとは逆に、GM 普通株の受領の場合には実現したことになり、10年先手形（さらには満期保有目的の有価証券（割引債等）など）の受領の場合には実現が否定されることになるだろう。

こうしたギルマンの所説に従えば、その資金説および再販売過程欠如説のいずれにおいても、有価証券等（金融資産）が全面的に対価として認められているわけではない。つまり、キャッシュ説が、けっして理論的に全面的に認められているわけでもないし、必ずしも一般的な合意を得ているとまでは言えないのである。

そうした理解に基づくかぎり、有価証券等（金融資産）の受取が対価として全面的に認められていることを前提にして議論することは、一方的なのではないだろうか。

②キャッシュ概念の拡大とのかかわりで、ロ実現概念の本質規定の問題、およびハ有価証券等が対価として認められるかどうかの問題につき、以上で述べたことを纏めれば、次のようになるだろう。



②ハおよびロの問題につき、主観のれん説の主張する [有価証券等の取得=実現] の立場ひいて

はキャッシュ説以外にも、種々の見解が存在し、しかも、それらが、必ずしも理論的に否定されているわけではないのに、その点についての議論なしに、一方的に、まず[有価証券等の取得=実現]の立場を、次いでキャッシュ説を導出してしまうことは、筆者には、独断的にすぎるように思われるのである。

(3) 実現概念とキャッシュフローとの結びつきの根拠

ここで、キャッシュフローの獲得をもって実現とみなされたことの、そもそもの原因を考えてみよう。斎藤によれば、それは、投資において期待されているのが、将来のキャッシュフローであることに求められているようである。しかしながら、[将来の期待=キャッシュフロー]という命題から、①[実現=キャッシュの獲得]という命題が、一義的に導出され得るのであろうか。

この点も、独断的であるように筆者には思われてならない。すなわち、そうした期待されたキャッシュ(あるいはそれとの関連で現実を受け取ったキャッシュ)を損益計算の要素とみなし得るのは、観念的にせよ、その投資行為が決着をみたいいわゆる全体計算という場においてであろう。しかるに、実現概念というのは、言うまでもなく期間計算における概念用具である。そうであれば、全体計算の論理をそのまま期間計算に持ち込んで、実現概念を構成してしまってもよいのか、という疑問が湧出する。全体計算の概念を期間計算に持ち込むとしたら、まずもって、全体計算と期間計算との関係を明らかにしておかなくてはならないのではないだろうか。その点についてあらかじめ見通しをつけることなく、全体計算の考え方を期間計算に持ち込んでしまうことは、やはり独断論という謗りを免れないのではないだろうか。

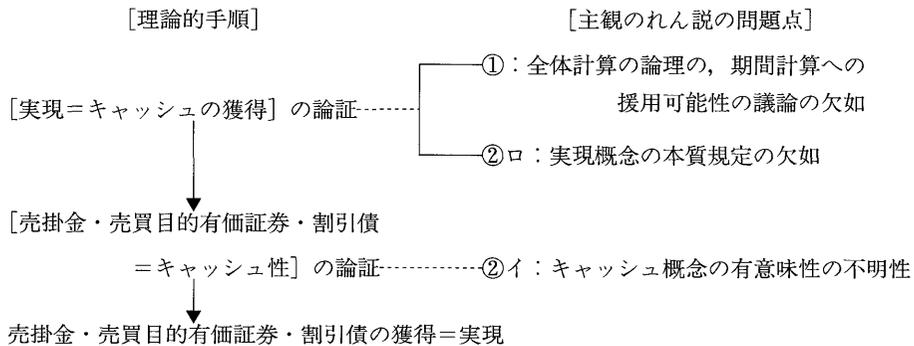
(4) 概念導出の仕方の問題点

以上において、主観のれん説における実現概念の形成過程を辿ったのであるが、そのプロセスは、筆者には、きわめて理解し難い。というのは、概念の導出過程に、少なからぬ飛躍があるように筆者に思われるからである。上記において問題としたのは、したがって、キャッシュフローの獲得として実現概念を構成している主観のれん説の見解の妥当性それ自体ではない。仮にその結論が結果的には妥当なものであるとしても、その結論の導出過程が論理的かどうか、ということがここでの問題なのである。この点、有価証券の評価論争にさいして石川が述べた次のような見解に、注目すべきであろう(石川[2000]17ページ)。

(今日の有価証券の評価論争につき……笠井註)筆者にとっての関心は、原価か時価かそれ自体にあるのではなく、そのいずれであってもその論理のほうにある。むろん、先に時価があって、それを論理であとづけるという立場でもない。科学的考察とは本来そうしたものである。

これは理論の本質を剔抉していると思われるが、こうした視点からは、[実現＝キャッシュの獲得]という実現概念の本質規定の理論的妥当性、および売掛金・売買目的有価証券・割引債等をキャッシュとみることの妥当性を論証したうえで、その両者から、売掛金・売買目的有価証券・割引債等の取得が実現の要件を充たしている、という結論を導出するのが手順であろう。しかしながら、主観のれん説においては、[実現＝キャッシュの獲得]という実現概念が、いわばア prioriに大前提とされてしまっており、その理論的妥当性に関する議論が欠けているように筆者に思われるのである。具体的に言えば、(3)で述べたように、①全体計算の論理が、そのまま期間計算に持ち込まれてしまっている点(全体計算と期間計算との関係についての見通しが立てられていないこと)をまず指摘しなければならないが、さらに(1)(2)の②キャッシュ概念の拡大で述べたことからすれば、次の2点を指摘しなければならない。すなわち、まず②ロ実現概念の本質規定に関しては、キャッシュ説と再販売過程欠如説・資金説との理論的妥当性が検討されていないことにも、問題があるし、また売掛金・有価証券等のキャッシュ性の議論に関しては、計算対象との関連における②イ売掛金・有価証券のキャッシュ概念としての有意味性の点で、問題なしとしない。具体的には、(1)(2)で述べたように、拡大された項目の属性がさして検討されないままに(ということは、拡大された項目の属性としてのキャッシュ性と再販売過程欠如性との関係が検討されないままに)、一方的にキャッシュ性という性格が付与されてしまったために、そのキャッシュ概念の定義が漠然としているばかりではなく、その有意味性が不明確になってしまっているように思われるのである。以上を纏めれば、次のようになる。

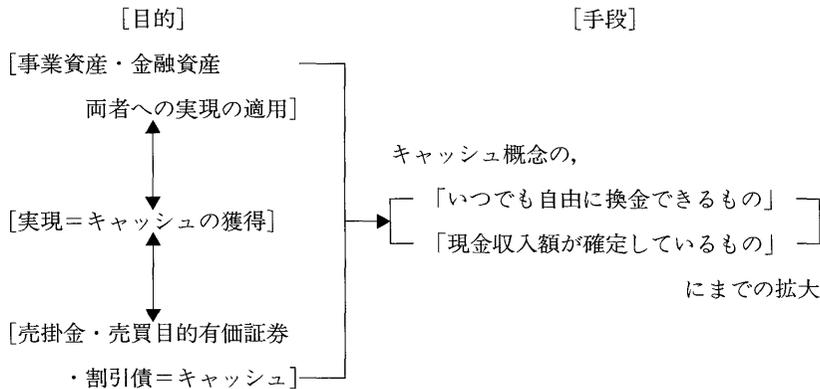
〈図表4〉



結局のところ、主観のれん説においては、[売掛金・売買目的有価証券・満期保有目的有価証券＝キャッシュ]という結論が、当初より予定されていたと言わざるを得ない。なぜなら、事業資産の原価測定に基づく損益と、金融資産の、アキュムレーション法に基づく損益および時価測定に基づく損益とを実現概念で首尾一貫して説明するという基本方針がたてられたいじょう(そうした大前提がいわばア prioriに存在するいじょう)、それ以外の結論は、あり得なかったのである。たしかに、

売掛金・売買目的有価証券・満期保有目的有価証券等がキャッシュであるというこうした結論が成立するかぎり、一方、事業資産の原価測定に基づく販売利益にしても、他方、売買目的有価証券の時価変動差額、あるいは満期保有目的有価証券に属する割引債等のアキュムレーション法に基づく償却原価差額にしても、キャッシュの獲得としての実現とみなせることになるからである。このように、結論が既に予定されており、その結論を導出できるように、キャッシュ概念の拡大を推し進めてゆかなければならなかったわけである。その結果として、キャッシュは、(売買目的有価証券等をキャッシュと認めるべく)「いつでも自由に換金できるもの」および(売掛金・割引債等をキャッシュと認めるべく)「現金収入額が契約で確定しているもの」にまで拡大する必要があったのであり、逆に言えば、それ以上は拡大する必要がなかったのである。それは、主観のれん説にとっては、妥当性の論証の問題というより、いわば目的に対する手段の形成という関係にあったようである。

〈図表 5〉

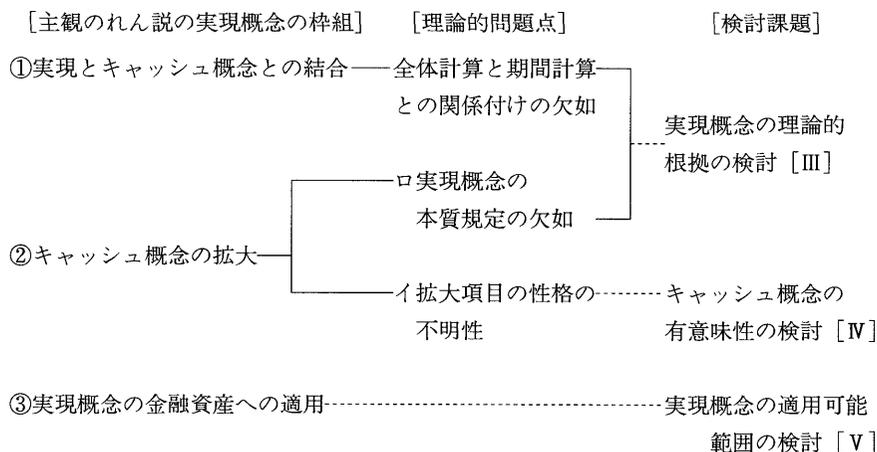


このように考えれば、主観のれん説において、[売掛金・売買目的有価証券・割引債の獲得=実現] ([実現=キャッシュの獲得] および [売掛金・売買目的有価証券・割引債=キャッシュ]) という命題は、何らかの合理的な論理過程を経て導出されたものというより、いわば目的として当初より措定されており、それが成り立つようにキャッシュ概念が拡大されただけなのである。そして、その結果として、予定通り、売掛金・売買目的有価証券・割引債はキャッシュとなり、したがって、その時価差額あるいはアキュムレーション法に基づく償却原価差額は、予定通り実現ということになり、かくして、事業資産・金融資産損益が、予定通り共に実現で説明されることになったわけである。ここでは、当初に予定されたこと(意図されたこと)が、予定通りにするための手段(キャッシュ概念の拡大)を講じることによって、予定通りのことになっただけにすぎないと言えないこともない。すべては、当初の予定のなかに含まれていたのである。主観のれん説の議論は、この点に関して、全体としては、いわばトートロジーになっているのである。

しかし、現行会計に関する経験的な説明理論の構築を企図するかぎり、図表4に示した3点の論

証の欠如は、根本的に重要な問題なのではないだろうか。その問題点の全体を纏めれば、次のようになる。

〈図表 6〉



このうち、①全体計算の論理の期間計算への援用の問題（全体計算と期間計算との関係の問題）、および②ロ実現概念の本質規定の問題（さらに②ハ有価証券の対価性の是非の問題）は、主観のれん説における実現概念の理論的根拠にかかわっているので、次のⅢにおいて取り上げる。他方②イ（キャッシュ概念の有意義性の不明に関する問題）は、計算対象の論理の組込みという別の論点なので、Ⅳにおいて別個に検討する。そして、最後の③実現概念の適用可能範囲の問題は、Ⅴでふれることにする。

参 考 文 献

- 石川 [2000]：石川純治著『時価会計の基本問題——金融・証券経済の会計』（中央経済社）
- 井上 [1993]：井上良二稿「有価証券評価益の会計処理について——醍醐聰教授によるコメントへのリスポンス——」『会計』第144巻第2号
- 大日方 [1996a]：大日方隆稿「金融資産の時価評価——理論的検討」『証券アナリストジャーナル』第34巻第5号
- 大日方 [1996b]：大日方隆稿「金融商品の開示とその評価（その1）」『企業会計』第48巻第11号
- 大日方 [2002]：大日方隆稿「企業会計と情報開示制度の基礎」『会計』第161巻第2号
- 笠井 [1995]：笠井昭次稿「有価証券の評価に関する学説の諸類型」『三田商学研究』第38巻第1号
- 笠井 [1999]：笠井昭次稿「発生主義会計の再構成」『産業経理』第59巻第1号
- 笠井 [2000]：笠井昭次著『会計の論理』（税務経理協会）
- 笠井 [2001]：笠井昭次稿「有価証券損益の性格」『三田商学研究』第44巻第5号
- 笠井 [2003a]：笠井昭次稿「主観のれん説の総合的検討——その概要（1）——」『三田商学研究』第46巻第4号
- 笠井 [2003b]：笠井昭次稿「主観のれん説の総合的検討——その概要（2）——」『三田商学研究』第46巻第4号

巻第5号

笠井 [2004a]: 笠井昭次稿「主観のれん説の総合的検討——その概要(3)——」『三田商学研究』第46巻第6号

笠井 [2004b]: 笠井昭次稿「現代会計の2類型」『三田商学研究』第47巻第1号

久野 [1965]: 久野光朗訳『ギルマン会計学——上巻——』(同文館)

斎藤 [1998]: 斎藤静樹稿「第2章利益概念と資産評価」中野勲・山地秀俊編著『21世紀の会計評価論』(勁草書房)

斎藤 [1999]: 斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』(東京大学出版会)

醍醐 [1993]: 醍醐聰稿「有価証券評価益論争を考える」『会計』第143巻第5号

広瀬 [1995]: 広瀬義州稿「取得原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第1号

森田 [1979]: 森田哲彌著『価格変動会計論』(国元書房)

森田 [1980]: 森田哲彌稿「実現概念・実現主義に関する研究ノート」『一橋論叢』第83巻第1号

森田 [1990]: 森田哲彌稿「企業会計原則における収益(利益)認識基準の検討——実現主義の観点から——」『企業会計』第42巻第2号

Gilman [1939]: Stephan Gilman Accounting of Profit, 1939